



高森町成人式

91人が成人に仲間入り

1月3日（土）、高森総合センターで行われた成人式。スーツや振り袖に身を包んだ新成人が会場を華やかに色づけました。

式典には、県内外で仕事や勉学に励む人、結婚して家庭を支えている人など様々な人が出席。旧友や恩師との再会を喜びました。また、多くの来賓・保護者が参列し、新たな門出を迎える新成人を祝福。新成人を代表して大寺由起さん（高森・昭和）が「二十歳の誓い」を宣誓しました。

会場の盛り上がり最高潮に

式典修了後は前原仁田神社獅子舞保存会による獅子舞が披露され、独特な迫力の獅子に笑みをこぼした新成人。記念行事では、佐伯圭祐さん（高森・村山）と児玉葵さん（高森・上庄）司会のもと、4人の代表者が周囲への感謝の気持ちや将来の希望などを発表。それを聞いた学生時代の友人が当時のエピソードを交えたユーモアな感想を述べると会場はより一層盛り上がりました。



① 獅子舞と ② 立石勇氣さん（高森・上庄）の意見発表 ③ 積雪のなか ④ 古澤貴郁さん（矢津田・小村）の意見発表 ⑤ 友人と一緒に ⑥ 便利グッズで ⑦ 牛嶋真さん（高森・昭和）の交通安全宣言 ⑧ 前原仁田神社獅子舞 ⑨ 仲良しポーズ ⑩ 成人者代表宣誓（大寺由起さん） ⑪ 恩師と ⑫ 伊藤徳晃さん（津留・栃原）の意見発表 ⑬ 岩下まりあさん（色見・中国）の意見発表



環境

資源ごみの「雑誌類」と一緒に出せるものが増えます！

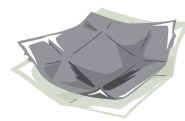
これまで固形燃料ごみ（可燃性）で多く出されている「紙類」のうち、対象となるもの（下記のとおり）を資源化物として、現在の分別品目「雑誌類」と一緒に出していただき、「その他紙類」として分別処理を開始します。



阿蘇広域行政事務組合では、住民の皆様にご協力をいただき、資源ごみなどの分別処理を行うことにより、ごみの減量やリサイクルを推進してきました。

固形燃料ごみ（可燃性）を減量し、限りある資源を再利用するために、皆様のご協力をお願いいたします。

対象となるもの



包装紙

紙製の箱
(ティッシュ箱等)カタログや
ダイレクトメールノートなどの
事務用紙

出すときの留意点

- ティッシュの箱などについているビニールやセロハンは取り除いて下さい。
- カタログやダイレクトメールは、ビニール製の袋から出して下さい。
- ノートや事務用紙は、金属などを取り除いて下さい。
- 汚れなどがついたものは、固形燃料ごみ（可燃性）で出して下さい。
- ビニールコートやワックスなどで加工してあるものは、固形燃料ごみ（可燃性）で出して下さい。

出し方

現在の分別品目「雑誌類」と一緒にひも（金物以外）で縛り、ガムテープ等は使わずに「雑誌類」の日に収集場所へ出して下さい。

対象となる紙類が落ちやすい場合は、雑誌などのページの間に挟み込んで出して下さい。

★ 対象となる紙類のみを出すことも可能



問▼財産管理課 ☎(62) 1111 内線231

県営有料駐車場

EV・PHEV 用普通充電器を設置

県営有料駐車場 1 階に電気自動車・プラグインハイブリッド車用の普通充電器（200V）を 1 台設置しました。充電器の利用料金は無料です（駐車料金別）。

※ 事前の予約はできません。

- 営業時間：24 時間（年中無休）
- 駐車料金：最初の 1 時間以内 320 円、以降 30 分ごとに 50 円加算

問▶県営有料駐車場

（熊本市中央区安政町 3-9）

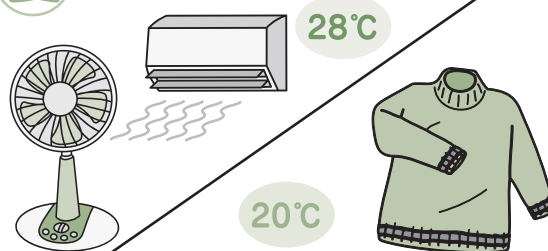
☎096-324-5582

夏の省エネ、 冬の省エネ

エアコンには、外部の気温との温度差が大きくなると、消費する電気代がより多くかかるという特徴があります。そのため、エアコンは省エネ温度と呼ばれる温度に設定しましょう。(夏:28℃、冬:20℃)
夏はエアコンと扇風機の併用で、冬は着るものを工夫して省エネしましょう。

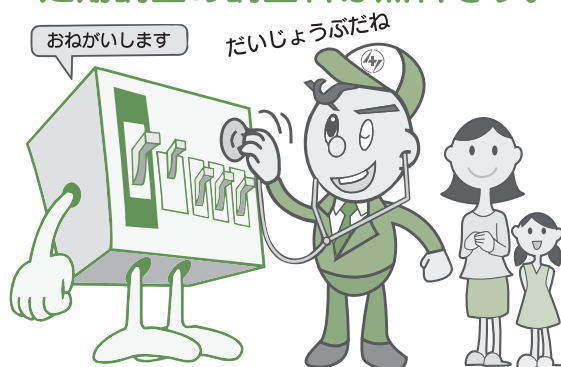
一般財団法人九州電気保安協会

夏 扇風機を併用しよう



冬 厚着をすると、 体感温度は上がります

定期調査の調査料は無料です。



定期調査(電気安全調査) をご存じですか？

建物内の配線(設備)は、お客さまの大切な財産です。電気の安全チェックと、さらに安全・便利にお使いいただくお手伝いのため、定期的に(4年に1回)お伺いしています。

調査については、屋外、屋内(分電盤)の点検および漏電調査を行いますので、ご協力をお願いします。

※定期調査については、一部当協会では実施していないエリアがあります。

一般財団法人九州電気保安協会

年金

20歳になったら、 国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

自営業者・学生・フリーターの方などが20歳になったときは、住所地の地区役所・町村役場へ国民年金加入の手続きが必要です。また、厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行うことになります。なお、第2号被保険者が20歳になったときは、加入の手続きは必要ありません。国民年金の加入手続きをきちんとし、保険料を納めましょう。

問▼住民福祉課 福祉係

☎(62) 1111 内線 132

皆さん、「家庭の日」をご存じですか？県では、毎月第1日曜日を「家庭の日」とし、家族みんなで話し合い、楽しみ合う家庭づくり運動を展開しています。

その啓発活動の一環として、**3月1日(日)**に**熊本県庁**で「**家庭の日の集い**」を開催します。当日は、大田黒浩一さんの楽しいトークショーも予定しています。多くの方の参加をお待ちしています(参加は無料です)。

「家庭の日の集い」に 参加しませんか？



問▷県くらしの安全推進課

☎096-333-2294